

高知くらしの護身術

246

悪質商法

被害にあわない10か条

(2012年5月14日掲載原稿)

悪質商法の手口は、基本的には「だまし」ですが、事業者は、消費者が断りたくても断りきれないように仕向けることが得意です。

事業者の手口が巧妙なために、「自分は大丈夫」と思っているにもかかわらず被害にあう人が多いようです。悪質商法の被害にあわないための10か条は次のとおりです。

- ①「うまい話はこの世にない」を銘じておく
- ②見知らぬ人の親しげな接近に要注意
- ③相手の身なりや態度に惑わされない
- ④「話だけでも聞いてやろう」は禁物
- ⑤きっぱりと断る
- ⑥笑顔を見せない、長話しない
- ⑦玄関に入れない
- ⑧預貯金額などプライバシーを明かさない
- ⑨その場で契約をしない、お金を渡さない
- ⑩早く、家族や消費生活センターに相談する。

また、電話勧誘販売や訪問販売で契約をした場合、8日以内であればクーリング・オフにより一方的に解約ができます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、販売方法等に問題があれば中途解約、契約の取り消しや無効の主張などができる場合もありますのであきらめずに消費生活センターへご相談下さい。

県立消費生活センターは高知市旭町3丁目115番地ソーレ2Fにあり、日曜日から金曜日の9時から16時45分まで来所又は電話で相談を受け付けています。

高知市、南国市、四万十市にも消費生活センターがあります。また、その他のお住まいの市町村役場にも消費者相談窓口があります。